



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年3月10日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
生活衛生課	衛生指導係	柴田	内線 3415 直通 058-272-1986 FAX 058-278-2627

## 令和8年4月1日から公衆浴場入浴料金統制額を改定します

県では、岐阜県公衆浴場入浴料金審議会からの答申に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を下記のとおり改定します。

### 記

#### 1 公衆浴場入浴料金統制額の改定

区分	大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
料金	530円 (現行500円)	180円 (現行180円)	100円 (現行100円)

#### 2 改定の理由

一般公衆浴場の経営環境は、燃料費の高騰等を要因とした経費負担の増加により、今後  
も厳しいものと見込まれるため。

#### 3 改定の時期

令和8年4月1日

※ 公衆浴場法に基づき許可された一般公衆浴場（いわゆる銭湯）の入浴料金は、物価統制  
令の適用を受け、知事が統制額(上限金額)を指定することとされています。

※ なお、前回の改定は、令和5年4月1日です。

大人	460円	→	500円
中人	160円	→	180円
小人	80円	→	100円